

酒類販売管理研修の受講が義務化されます。 ご準備はお済みですか？

平成 28 年5月に、当会の活動による酒類業組合法等改正法が成立し、平成 29 年6月1日より、**酒類販売管理研修の受講が義務化**（新規・再受講）されます。未受講の場合は、段階を経て、酒類販売業免許の取り消しとなる法改正です。

酒類を取り扱う事業者は、酒類販売管理研修をきちんと受講し、表示・標識等の掲示、年齢確認の徹底等、適切な販売管理の確保が一層求められます。

当会では、企業研修の実績の多数ある講師を派遣し、わかりやすく、充実した研修を行っています。

当会の研修の特徴

- ▶ 年間 1,000 名（企業研修含む）を担当する団体による研修
- ▶ 平成 29 年6月の酒税法等改正法ほか、最新情報にしっかり対応（法改正を行った団体だからこそできる内容です）
- ▶ 実際の販売場のレイアウトを写真で確認しながら国税庁の定める「重要基準」を説明
- ▶ 特に重要なポイントは、双方向のチェックテスト、ワークシートを実施
- ▶ 充実した副教材（アルコール体質試験パッチ、店内研修ハンドブック）
- ▶ 唯一の講師を養成する講師による研修



水口 尚人
全国小売酒販組合中央会政策部長、アルコール健康医学協会企画委員ほか
全国で酒類販売管理研修の講師を養成するほか、企業研修講師の実績多数
その他、数名の講師が担当



双方向の講義で 理解度アップ



出張研修の3大メリット

1. 酒類販売場の担当者様が一斉に受講することにより受講漏れが防げます
2. ご希望の日程、場所（全国対応）での開催が可能です
3. 一括でのお申込みにより、事務・会計の負担が大幅に軽減されます

受講料、その他について、どうぞお気軽にお問い合わせください。